

木津川市教育委員会会議録

平成26年第3回木津川市教育委員会定例会

○日 時：平成26年3月26日（水） 9時34分から11時55分まで

○場 所：木津川市役所 4階 4-3会議室

○出席者：杉本清重委員長、有賀やよい委員長職務代理、小松信夫委員、高橋史代委員、

森永重治教育長

（事務局）森本教育部長、福井理事、松原理事、山本理事、太田教育次長兼社会教育課長、石井教育施設整備室長、大西文化財保護室長、竹本学校教育課長

1. 開 会 委員

委員長あいさつ

2. 会議録署名委員

委員長が、会議録署名委員を指名した。

3. 前回会議録の承認

委員長が、第2回定例会議の会議録を確認し、承認された。

4. 議事

《議案第10号 木津川市教育委員会規則の一部改正について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

[説明]

平成26年4月から木津川市職員の再任用制度が運用開始されることに伴い、再任用職員の職を新たに設け、定年前の一般職の職員と再任用職員の業務、職責等を明確化するために、所要の改正を行うもの。

【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

委 員：再任用制度の運用開始というはどういうことか。どうなるのか。

事務局：60歳定年の職員が、在職中の専門的な知識や経験を活かしてもらえる
再任用制度である。

委 員：雇用期間の決まりはあるのか。

事務局：最長65歳まで、1年毎の契約である。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第11号 木津川市教育委員会公印規則の一部改正について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

【説明】

平成26年4月城山台小学校開校に伴い、公印を新たに調整し、当該公印の名称、ひな形、寸法、使用区分、個数及び管理者を定めるもの。

【質疑応答】

委員からの質疑はなかった。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第12号 木津川市教育委員会学校教育指導主事の設置に関する規則の一部改正について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

【説明】

「木津川市非常勤嘱託職員の任用等に関する条例」が制定され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。

【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

委 員：63歳が65歳に変わったのか。

事務局：任用が63歳までであったのが、65歳までになった。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第13号 木津川市立幼稚園規則の一部改正について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

【説明】

平成26年4月から木津川市職員の再任用制度が運用開始されることに伴い、再任用職員の職を新たに設け、定年前の一般職の職員と再任用職員の業務、職責等を明確化するために、所要の改正をするもの。

【質疑応答】

委員からの質疑はなかった。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第14号 木津川市社会教育指導員の設置等に関する規則の一部改正について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

【説明】

「木津川市非常勤嘱託職員の任用等に関する条例」が制定され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。

【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

委 員：社会教育指導員というのは、何か規定があるのか。

事務局：社会教育主事を持っている方とか、社会教育分野で長年経験があり豊富な知識を持っている方を指導員として採用している。

委 員：木津川市には何名ぐらいおられるのか。

事務局：現在5名である。

委 員：どこに配属されているのか。またどんなポストか。

事務局：社会教育課の事務局に学校支援本部事業担当、青少年育成事業担当、高齢者教育担当として3名配置、東部交流会館に文化協会担当が1名、中央体育館に体育協会担当が1名配属されている。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第15号 公民館長等の任命について》

委員長が、当該関連職員の退室を求めた。

委員長が、事務局に議案の説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

[説明]

木津川市南加茂台公民館長、瓶原公民館長、当尾公民館長、木津川市東部交流会館館長及び加茂青少年山の家館長並びに木津川市加茂プラネタリウム館館長を任命するもの。

【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

委 員：指導員ではないのか。年齢はいくつまでいけるのか。

事務局：嘱託職員である。年齢は同じく65歳までである。

委 員：社会教育課長が併任とあるが、これは今までとかわらないのか。

事務局：これまで瓶原公民館長と当尾公民館長は嘱託任用としていたが、今回条例改正により、嘱託職員としての館長職がなくなったので、新たに社会教育課長が併任とした。

委 員：代わりに、嘱託職員が事務や管理をするのか。

事務局：現在の館長に、嘱託職員として引き続き勤務してもらう予定である。

委 員：将来的に、こういった施設については、社会教育課長が兼務するということになるのか。

事務局：今回の瓶原公民館、当尾公民館については、簡易な職務内容であり、そういうことでは兼務という形になっていくかと思う。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第16号 木津川市スポーツ推進委員の委嘱について》

委員長が、事務局に議案の説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

[説明]

今後さらに、スポーツの振興として、市民に対しスポーツの実技の指導その他ス

スポーツに関する指導及び助言を行うために追加で3名を委嘱するもの。

【質疑応答】

委 員：スポーツ推進委員は何名までいけるのか。

事務局：条例上、定員は40名である。

委 員：これは、予算の関係で教育委員会に諮るのか。社会教育委員会ではないのか。

事務局：スポーツ基本法で、定められており、教育委員会での議決事項になっている。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

5. 教育長報告（平成26年2月21日～平成26年3月26日）

教育長が、事業報告に基づき報告を行った。

次の件について、詳細の説明があった。

- ・2月25日平成26年第1回市議会定例会が開会された。
- ・3月12日晴天の下、木津中学校の落成式が行われた。立派な落成式であった。
- ・3月14日市立中学校卒業証書授与式が行われた。
- ・3月17日教職員の内示があった。
- ・3月18日市立幼稚園修了証書授与式が行われた。

午後から、文化財保護審議会が開かれ、合併後初めて市の指定文化財が確定した。

- ・3月19日市立小学校卒業証書授与式が行われた。
- ・3月25日市議会最終日。修学旅行費について修正動議が1件出された。結果12対11で否決された。

6. その他

(1) 平成26年第1回木津川市議会会派代表質問及び一般質問について

事務局が、会派代表質問及び一般質問について報告を行った。

(2) 学校教育の重点について

事務局が学校教育の重点について説明を行った。

例年、指導の重点の中に学校教育と社会教育が入っていたが、教育振興基本計

画と生涯学習推進計画の関係で学校教育の重点と社会教育の重点、別々のリーフレットを作成していくことになった。

【質疑応答】

委 員：毎年作成されるが、これについては各学校で先生方にレクチャーはされているのか。

事務局：各学校で年度当初の職員会議等で校長か教頭から話がある。

委 員：来年度以降も学校教育の重点と社会教育の重点、別々に作成していくのか。

事務局：今後はこの形で別々に作成していく。メインとなるのが教育振興基本計画と生涯学習推進計画であり、それに基づいて毎年の重点目標を作成していくことになる。

委 員：教育振興基本計画は今後10年間の計画であり、5年後の見直しまでは重点目標もかわらないので、このリーフレットも毎年作成するが、あまり変わらないのではないか。

事務局：取り組む施策が変わっていくことになる。

委 員：わかりやすくて良いが、今まで以上に学校や教職員に今年の重点をしっかり伝えて、少しでも達成し、毎年リーフレットの内容が変化するようにしてもらいたい。

(3) 社会教育の重点について

事務局が社会教育の重点について説明を行った。

(4) 木津川市指定文化財について

事務局が木津川市指定文化財について報告を行った。

【質疑応答】

委 員：市指定文化財に指定するプロセスと市指定になればその文化財はどういう扱いになるのか。

事務局：市で調査を行い、調書を作成し、文化財保護審議会を開き審議会委員に説明を行い、意見をもらい、修正をしたなかで最終答申をいただいた。指定文化財になると、それぞれの所有者さんについては、貴重な資料ということで、保存、保護、活用と積極的に取り組んでもらい、破損や修復が必要となった場合は、補助金を活用して修理をすることになる。基

本的には現状の内容で修復することになる。今の状態を保存することになる。

委 員：指定を決めるのは、教育長か。

事務局：市指定を決める場合は、教育長が文化財保護審議会に諮問する。最終的に答申をもらって、教育長が決めることになる。

委 員：修理については補助金が出るのか。

事務局：所有者さんから報告があれば、次年度で予算計上する。補助金も限度額があるので、その限度額を超える分については所有者負担となる。

委 員：今回の指定はいくつか候補があった中で3件になったのか。

事務局：今回7件について諮問した。そのうち、調書は5件作成したが、2件については、再度の詳細な調書が必要と継続審議となった。

委 員：市の指定を受けなければ府の指定を受けられないなどのプロセスがあるのか。

事務局：市の指定を受けなければ府の指定が受けられないということはない。

(5) 土曜日を活用した教育活動について

事務局が今年度（25年度）からの学校土曜活用の状況について報告を行った。

【質疑応答】

委 員：保護者等の評判はどうか。

事務局：保護者の評判は良い。参観者が多かったが、家族で見に行けて話題ができてよかったですという声を聞いた。また、子ども達も多くの方が見に来ていたので発表等に頑張っている様子であった。

委 員：受験であっても進学説明会であっても公欠にはならないのか。

事務局：公欠にはならない。欠席になる。

委 員：日は学校で決めるのか。

事務局：それぞれの学校で決めている。

(6) 平成26年度幼稚園：入園式、小・中学校：入学式 教育委員等出席者について

(7) 今後の予定について、事務局が説明を行った。

(8) その他

- ・教育委員会制度の改革に関する与党合意について（情報提供）
- ・最近の主な新聞記事等について、教育長が説明をした。

(9) 次回委員会日程

次回委員会は、平成26年4月30日（水）午前9時30分から開催することを決定した。

委員長が、会議を閉会した。